

～幼児健康診査（歯科健康診査）を受けましょう～

三原市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和2年7月より幼児健康診査の一部について、医療機関での個別健診を導入いたします。幼児健康診査受診票（歯科健康診査）を使用して、三原市内の実施医療機関（裏面記載）にて、歯科健康診査を無料で受けることができます。

| | |
|-------------------|--|
| 対象となる方 | ① 1歳6か月児健康診査；三原市在住の1歳6か月児 ② 2歳児健康診査；三原市在住の2歳児 ③ 3歳児健康診査；三原市在住の3歳児 |
| 料金 | 無料（券を使用することで、4,224円の健診費が無料で受けられます。治療の必要がある場合、保険診療となります。） |
| 対象年齢 （受診票有効期限） | ① 1歳6か月児健康診査（満1歳6か月を超え満2歳を迎える日の前日まで） ② 2歳児健康診査（満2歳を超え満3歳を迎える日の前日まで） ③ 3歳児健康診査（満3歳を超え満4歳を迎える日の前日まで） |
| 標準受診目安 | ① 1歳6か月児健康診査（満1歳7か月～満1歳9か月） ② 2歳児健康診査（満2歳4か月～満2歳11か月） ③ 3歳児健康診査（満3歳4か月～満3歳6か月） |
| 健診内容 | 歯科医師による診察、ブラッシング指導等 |
| 受診方法 | ①希望する実施医療機関（裏面記載）に予約をしてください。 ②幼児健康診査受診票（歯科健康診査）の太枠の中を記入し、健康診査票及び母子健康手帳を実施医療機関に提出してください。 |
| 必要持参物 | ①幼児健康診査受診票（歯科健康診査） ②健康診査票（問診票） ③母子健康手帳 ④健康保険証（健康診査の結果、治療が必要になる場合があります。） |

《注意事項》

- * 三原市から転出された場合、幼児健康診査受診票（歯科健康診査）は利用できません。
- * 幼児健康診査受診票（歯科健康診査）を紛失した場合、再発行の手続が必要です。
市役所こども安心課及び最寄りの保健福祉センターで手続きをしてください。
- * 幼児健康診査受診票（歯科健康診査）を他の人が使用することはできません。



【問い合わせ先】

| | |
|------------|--------------|
| 三原市こども安心課 | 0848-67-6061 |
| 本郷保健福祉センター | 0848-86-3609 |
| 久井保健福祉センター | 0847-32-8551 |
| 大和保健福祉センター | 0847-34-0960 |